調査表４－１

市区町村別集計項目（推進体制等）

千葉県	
市区町村数	54

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課（室）名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画（2021年4月1日現在で有効なもの）				
								有			無	有				無
								条例名称	公布日（西暦）	施行日（西暦）	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
						27	37	7				46				
12	100	千葉市	男女共同参画課	1	1	1	1	千葉市男女共同参画ハーモニー条例	2002年9月25日	2003年4月1日		ちば男女共同参画基本計画・第4次ハーモニープラン	2016年4月1日 ～ 2023年3月31日	1	1	
12	202	銚子市	企画室	1	2	1	1				0	第3次銚子市男女共同参画計画	2018年4月 ～ 2023年3月	1	1	
12	203	市川市	多様性社会推進課	1	2	1	1	市川市男女共同参画社会基本条例	2006年12月20日	2007年4月1日		市川市男女共同参画基本計画	2008年4月1日 ～ 2026年3月31日	1	1	
12	204	船橋市	市民協働課	1	2	1	1				0	第3次船橋市男女共同参画計画「fプラン」	2017年4月 ～ 2022年3月	1	1	
12	205	館山市	市民協働課	1	2	1	1				0	第4期館山市男女共同参画推進プラン	2018年4月1日 ～ 2023年3月31日	1	1	
12	206	木更津市	企画部地方創生推進課	1	2	0	1				1	木更津市男女共同参画計画（第4次）～きさらづ 共に輝くハートフルプラン～	2017年3月 ～ 2022年3月	1	1	
12	207	松戸市	男女共同参画課	1	1	1	1				0	松戸市男女共同参画プラン第5次実施計画	2018年4月 ～ 2023年3月	1	1	
12	208	野田市	人権・男女共同参画推進課	1	1	1	1				0	第4次野田市男女共同参画計画	2020年4月 ～ 2025年3月	1	1	
12	210	茂原市	企画政策課	1	2	0	1				0	男女ハートフル共生プラン～茂原市男女共同参画計画（第4次）～	2021年4月1日 ～ 2026年3月31日	1	1	
12	211	成田市	市民協働課	1	2	0	1				0	第4次成田市男女共同参画計画	2021年4月 ～ 2026年3月	1	1	
12	212	佐倉市	自治人権推進課	1	1	1	1	佐倉市男女平等参画推進条例	2002年12月27日	2003年4月1日		佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】	2020年4月1日 ～ 2032年3月31日	1	1	
12	213	東金市	企画課	1	2	0	0				0	第3次東金市男女共同参画プラン	2021年4月 ～ 2026年3月	1	1	
12	215	旭市	市民生活課	1	2	0	1				0	第2次旭市男女共同参画計画	2019年4月1日 ～ 2024年3月31日	1	1	
12	216	習志野市	男女共同参画センター	1	1	1	1	習志野市男女共同参画推進条例	2004年3月31日	2004年7月1日		習志野市第3次男女共同参画基本計画	2020年4月1日 ～ 2026年3月31日	1	1	
12	217	柏市	協働推進課	1	2	1	1				3	第三次柏市男女共同参画推進計画	2016年4月1日 ～ 2026年3月31日	1	1	
12	218	勝浦市	企画課	1	2	0	0				0	第2次勝浦市男女共同参画計画	2018年3月 ～ 2027年3月	1	1	
12	219	市原市	人権・国際課	1	2	1	1	市原市男女共同参画社会づくり条例	2004年12月22日	2005年4月1日		いちはら男女共同参画社会づくりプラン	2017年4月 ～ 2027年3月	1	1	
12	220	流山市	男女共同参画室	1	1	1	1				0	流山市第4次男女共同参画プラン	2020年4月 ～ 2025年3月	1	1	
12	221	八千代市	企画部　企画経営課　男女共同参画センター	1	1	1	1				0	第2次やちよ男女共同参画プラン	2021年4月 ～ 2025年3月	1	1	
12	222	我孫子市	男女共同参画室	1	1	1	1	我孫子市男女共同参画条例	2006年3月27日	2006年7月1日		我孫子市第3次男女共同参画プラン	2019年4月1日 ～ 2029年3月31日	1	1	
12	223	鴨川市	経営企画部経営企画課	1	2	0	1				0	第2次鴨川市男女共同参画計画	2016年4月 ～ 2022年3月	1	1	
12	224	鎌ケ谷市	男女共同参画室	1	1	1	1				3	第3次鎌ケ谷市男女共同参画計画（かがやきプラン）	2021年4月1日 ～ 2027年3月31日	1	0	
12	225	君津市	市民活動支援課	1	2	1	1				0	第4次君津市男女共同参画計画	2018年4月1日 ～ 2023年3月31日	1	1	
12	226	富津市	企画課	1	2	1	1	富津市男女共同参画のまちづくり条例	2009年3月26日	2009年4月1日						1
12	227	浦安市	多様性社会推進課	1	2	1	1				0	改訂第2次うらやす男女共同参画プラン	2017年4月 ～ 2022年3月	1	1	
12	228	四街道市	政策推進課	1	2	1	1				0	第3次四街道市男女共同参画推進計画	2014年4月1日 ～ 2022年3月31日	0	1	
12	229	袖ケ浦市	企画政策部　市民協働推進課	1	2	1	1				0	第4次袖ケ浦市男女共同参画計画はっぴープラン	2019年4月1日 ～ 2024年3月31日	1	1	
12	230	八街市	企画政策課	1	2	0	0				0	第2次八街市男女共同参画計画	2016年4月 ～ 2022年3月	1	1	
12	231	印西市	市民活動推進課	1	2	1	1				0	第3次印西市男女共同参画プラン	2019年3月 ～ 2024年3月	1	1	
12	232	白井市	市民活動支援課	1	2	1	1				0	白井市男女平等推進行動計画	2016年4月1日 ～ 2026年3月31日	1	1	
12	233	富里市	企画課	1	2	1	1				0	富里市男女共同参画計画（第2次）改訂版	2018年4月1日 ～ 2023年3月31日	1	1	
12	234	南房総市	市民課	1	2	0	0				0	第3次南房総市男女共同参画推進計画	2019年4月 ～ 2023年3月	1	1	
12	235	匝瑳市	企画課	1	2	0	1				0	第2次匝瑳市男女共同参画計画	2017年2月 ～ 2022年3月	1	1	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課（室）名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画（2021年4月1日現在で有効なもの）				
								有			無	有				無
								条例名称	公布日（西暦）	施行日（西暦）	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
12	236	香取市	市民協働課	1	2	1	1				0	第2次香取市男女共同参画計画	2020年4月 ～ 2026年3月	1	1	
12	237	山武市	企画政策課	1	2	1	1				2	第3次山武市男女共同参画計画	2019年4月 ～ 2024年3月	1	1	
12	238	いすみ市	企画政策課	1	2	0	1				0	第2次いすみ男女共同参画プラン	2017年4月 ～ 2022年3月	1	1	
12	239	大網白里市	地域づくり課	1	2	0	1				0	第2次大網白里市男女共同参画計画	2021年4月 ～ 2026年3月	1	1	
12	322	酒々井町	住民協働課	1	2	0	0				0	酒々井町男女共同参画計画	2018年4月 ～ 2022年3月	1	1	
12	329	栄町	環境協働課　協働推進室	1	2	0	0				0					1
12	342	神崎町	まちづくり課	1	2	0	0				0	神崎町第5次総合計画	2021年4月1日 ～ 2030年3月31日	0	0	
12	347	多古町	企画空港政策課	1	2	1	1				0	第2次多古町男女共同参画推進プラン	2021年4月1日 ～ 2026年3月31日	1	1	
12	349	東庄町	総務課	1	2	0	0				0	第2次東庄町男女共同参画計画	2021年4月1日 ～ 2026年3月31日	1	1	
12	403	九十九里町	企画財政課	1	2	1	0				0	九十九里町総合計画	2021年4月 ～ 2030年3月	0	0	
12	409	芝山町	企画空港政策課	1	2	0	0				0					1
12	410	横芝光町	企画空港課	1	2	0	1				0	第2次横芝光町男女共同参画計画	2019年3月 ～ 2023年3月	1	1	
12	421	一宮町	企画課	1	2	0	0				0					1
12	422	睦沢町	総務課	1	2	0	1				0	睦沢町男女共同参画計画	2021年4月1日 ～ 2025年3月31日	1	1	
12	423	長生村	総務課	1	2	0	0				0	長生村男女共同参画計画	2021年3月 ～ 2025年3月	1	1	
12	424	白子町	総務課	1	2	0	0				0					1
12	426	長柄町	総務課	1	2	0	0				0					1
12	427	長南町	企画政策課	1	2	0	1				0	長南町男女共同参画計画	2021年4月 ～ 2026年3月	1	1	
12	441	大多喜町	企画課	1	2	0	0				0	第2次大多喜町男女共同参画計画	2021年4月 ～ 2026年3月	1	1	
12	443	御宿町	企画財政課（男女共同参画）・保健福祉課（DV関係）	1	2	0	0				0					1
12	463	鋸南町	総務企画課	1	2	0	0				0					1

＜選択肢回答＞

所属
1　首長部局
2　教育委員会

事務所掌
1　男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
2　1ではない

庁内連絡会議
1　有
0　無

諮問機関
1　有
0　無

男女共同参画に関する条例
現在の状況
1　2022年3月末までの制定を目途に検討中
2　2021年度以降の制定を目途に検討中
3　その他
0　検討していない

男女共同参画に関する計画
女性活躍推進法の推進計画との関係
1　一体
0　一体でない
計画の策定方法
1　単独計画として策定
0　総合計画の一部として策定

現在の状況
1　策定に向け検討中
0　策定予定がない、検討していない

調査表４－２

市区町村別集計項目（総合的な施設）No. １

千葉県

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)															
			名称	愛称・通称	所在地等					施設形態		管理・運営主体						
												施設管理			事業運営			
					郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			10							1	9	8	2	0	8	2	0
12	100	千葉市	千葉市男女共同参画センター		260-0844	千葉市中央区千葉寺町1208番地2（千葉市ハーモニープラザ内）	043-209-8771	043-209-8776	http://www.chp.or.jp/danjo/		○		○			○	
12	202	銚子市															
12	203	市川市	市川市男女共同参画センター	ウィズ	272-0034	千葉県市川市市川1-24-2	047-322-6700	047-322-6888	https://www.city.ichikawa.lg.jp/gen05/1111000001.html		○	○			○		
12	204	船橋市	船橋市男女共同参画センター		273-0005	船橋市本町１－３－１フェイスビル5階	047-423-0757	047-423-3436	https://www.city.funabashi.lg.jp/shisetsu/shiminkatsudo/0002/0003/0001/p011270.html		○	○			○		
12	205	館山市															
12	206	木更津市															
12	207	松戸市	松戸市男女共同参画センター	ゆうまつど	271-0091	千葉県松戸市本町14番地の10	473648783	047-364-7888	https://www.city.matsudo.chiba.jp/shisetsu-guide/kaikan_hole/yuu_matsudo/	○		○			○		
12	208	野田市															
12	210	茂原市															
12	211	成田市															
12	212	佐倉市	佐倉市男女平等参画推進センター	ミウズ	285-0837	千葉県佐倉市王子台１丁目23番地　レイクピアウスイ3階	043-460-2580	043-460-2582	http://www.mews.shiteikanri-sakura.jp/		○		○			○	
12	213	東金市															
12	215	旭市															
12	216	習志野市	男女共同参画センター	ステップならしの	275-0016	千葉県習志野市津田沼5-12-12サンロード津田沼5階	047-453-9307	047-453-9327	https://www.city.narashino.lg.jp/		○	○			○		
12	217	柏市	柏市男女共同参画センター		277-0005	千葉県柏市柏１－７－１－３０１　Day Oneタワー3F	04-7167-1127	04-7165-7323	https://www.city.kashiwa.lg.jp/sankakueye/index.html		○	○			○		
12	218	勝浦市															
12	219	市原市															
12	220	流山市															
12	221	八千代市	八千代市男女共同参画センター		276-0033	千葉県八千代市八千代台南1-11-6	047-485-7088	047-485-7398	https://www.city.yachiyo.chiba.jp/102502/index.html		○	○			○		
12	222	我孫子市															
12	223	鴨川市															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)															
			名称	愛称・通称	所在地等					施設形態		管理・運営主体						
												施設管理			事業運営			
					郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
12	224	鎌ケ谷市	男女共同参画推進センター		273-0101	千葉県鎌ケ谷市富岡１－１－３	047-401-0891	047-401-0892	https://www.city.kamagaya.chiba.jp/sesakumidashi/sesaku-danjokyoudo/danjo_center/index.html		○	○			○		
12	225	君津市															
12	226	富津市															
12	227	浦安市	多様性社会推進課（令和2年度名称変更）	ルピナス	279-0004	千葉県浦安市猫実1-1-2　浦安市文化会館2階	047-712-6803	047-353-1145	https://www.city.urayasu.lg.jp/todokede/danjo/index.html		○	○			○		
12	228	四街道市															
12	229	袖ケ浦市															
12	230	八街市															
12	231	印西市															
12	232	白井市															
12	233	富里市															
12	234	南房総市															
12	235	匝瑳市															
12	236	香取市															
12	237	山武市															
12	238	いすみ市															
12	239	大網白里市															
12	322	酒々井町															
12	329	栄町															
12	342	神崎町															
12	347	多古町															
12	349	東庄町															
12	403	九十九里町															
12	409	芝山町															
12	410	横芝光町															
12	421	一宮町															
12	422	睦沢町															
12	423	長生村															
12	424	白子町															
12	426	長柄町															
12	427	長南町															
12	441	大多喜町															
12	443	御宿町															
12	463	鋸南町															

調査表4－2

市区町村別集計項目（総合的な施設）No. 2

千葉県

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設（2021年4月1日現在で開設済の施設）															
			名称	設立年月日	職員数（人）		予算額（千円）	主な事業										
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			10					10	9	10	10	3	4	2	1	6	
12	100	千葉市	千葉市男女共同参画センター	1999年12月1日	7	16	45,123	○	○	○	○		○			○	
12	202	銚子市															
12	203	市川市	市川市男女共同参画センター	1991年11月1日	6	18	18,950	○	○	○	○	○		○	○	○	
12	204	船橋市	船橋市男女共同参画センター	1994年4月1日	2	3	2,814	○		○	○						
12	205	館山市															
12	206	木更津市															
12	207	松戸市	松戸市男女共同参画センター	1980年11月29日	5	13	23,882	○	○	○	○			○			男女共同参画センター管理・運営・受付
12	208	野田市															
12	210	茂原市															
12	211	成田市															
12	212	佐倉市	佐倉市男女平等参画推進センター	2003年4月1日	0	11	20,624	○	○	○	○		○				
12	213	東金市															
12	215	旭市															
12	216	習志野市	男女共同参画センター	2003年11月1日	4	1	4,749	○	○	○	○	○	○			○	
12	217	柏市	柏市男女共同参画センター	2016年5月14日	5	3	8,663	○	○	○	○	○				○	
12	218	勝浦市															
12	219	市原市															
12	220	流山市															
12	221	八千代市	八千代市男女共同参画センター	1989年6月1日	3	8	497	○	○	○	○					○	
12	222	我孫子市															
12	223	鴨川市															
12	224	鎌ケ谷市	男女共同参画推進センター	2006年10月1日	0	7	5,929	○	○	○	○		○				
12	225	君津市															
12	226	富津市															
12	227	浦安市	多様性社会推進課（令和2年度名称変更）	2002年10月1日	3	2	15,395	○	○	○	○					○	
12	228	四街道市															
12	229	袖ケ浦市															
12	230	八街市															
12	231	印西市															
12	232	白井市															
12	233	富里市															
12	234	南房総市															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設（2021年4月1日現在で開設済の施設）														
			名称	設立年月日	職員数（人）		予算額（千円）	主な事業									
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
12	235	匝瑳市															
12	236	香取市															
12	237	山武市															
12	238	いすみ市															
12	239	大網白里市															
12	322	酒々井町															
12	329	栄町															
12	342	神崎町															
12	347	多古町															
12	349	東庄町															
12	403	九十九里町															
12	409	芝山町															
12	410	横芝光町															
12	421	一宮町															
12	422	睦沢町															
12	423	長生村															
12	424	白子町															
12	426	長柄町															
12	427	長南町															
12	441	大多喜町															
12	443	御宿町															
12	463	鋸南町															

調査表4－3

市区町村別集計項目（男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況）

千葉県

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率（%）	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率（%）	町村長数	うち女性町村長数	女性比率（%）	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率（%）	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率（%）
				1		37	1	2.7	43	2	4.7	17	0	0.0	14	0	0.0	8,983	688	7.7
12	100	千葉市				1	0	0.0	2	1	50.0							1100	153	13.9
12	202	銚子市				1	0	0.0	1	0	0.0							226	15	6.6
12	203	市川市				1	0	0.0	2	0	0.0							226	29	12.8
12	204	船橋市				1	0	0.0	2	0	0.0							885	125	14.1
12	205	館山市				1	0	0.0	1	0	0.0							156	3	1.9
12	206	木更津市				1	0	0.0	1	1	100.0							227	10	4.4
12	207	松戸市				1	0	0.0	2	0	0.0							347	23	6.6
12	208	野田市				1	0	0.0	1	0	0.0							334	12	3.6
12	210	茂原市				1	0	0.0	1	0	0.0							237	13	5.5
12	211	成田市				1	0	0.0	2	0	0.0							288	15	5.2
12	212	佐倉市				1	0	0.0	1	0	0.0							254	24	9.4
12	213	東金市				1	0	0.0	1	0	0.0							77	1	1.3
12	215	旭市				1	0	0.0	1	0	0.0							156	4	2.6
12	216	習志野市				1	0	0.0	1	0	0.0							248	31	12.5
12	217	柏市				1	0	0.0	1	0	0.0							297	50	16.8
12	218	勝浦市				1	0	0.0	1	0	0.0							49	0	0.0
12	219	市原市				1	0	0.0	2	0	0.0							516	31	6.0
12	220	流山市				1	0	0.0	1	0	0.0							183	12	6.6
12	221	八千代市				1	0	0.0	0	0										
12	222	我孫子市	2001年6月26日	我孫子市男女共同参画都市宣言	4	1	0	0.0	1	0	0.0							190	25	13.2
12	223	鴨川市				1	0	0.0	1	0	0.0							96	2	2.1
12	224	鎌ケ谷市				1	0	0.0	1	0	0.0							102	8	7.8
12	225	君津市				1	1	100.0	1	0	0.0							204	6	2.9
12	226	富津市				1	0	0.0	1	0	0.0							107	0	0.0
12	227	浦安市				1	0	0.0	2	0	0.0							83	8	9.6
12	228	四街道市				1	0	0.0	1	0	0.0							86	4	4.7
12	229	袖ケ浦市				1	0	0.0	1	0	0.0							189	7	3.7
12	230	八街市				1	0	0.0	1	0	0.0							39	1	2.6
12	231	印西市				1	0	0.0	1	0	0.0							189	5	2.6
12	232	白井市				1	0	0.0	1	0	0.0							96	10	10.4
12	233	富里市				1	0	0.0	1	0	0.0							112	14	12.5
12	234	南房総市				1	0	0.0	1	0	0.0							116	1	0.9
12	235	匝瑳市				1	0	0.0	1	0	0.0							104	0	0.0
12	236	香取市				1	0	0.0	1	0	0.0							310	7	2.3
12	237	山武市				1	0	0.0	1	0	0.0							266	12	4.5
12	238	いすみ市				1	0	0.0	1	0	0.0							91	0	0.0
12	239	大網白里市				1	0	0.0	1	0	0.0							116	6	5.2
12	322	酒々井町										1	0	0.0	1	0	0.0	42	5	11.9
12	329	栄町										1	0	0.0	1	0	0.0	38	3	7.9
12	342	神崎町										1	0	0.0	0	0		23	1	4.3
12	347	多古町										1	0	0.0	1	0	0.0	53	0	0.0
12	349	東庄町										1	0	0.0	1	0	0.0	34	0	0.0

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率（%）	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率（%）	町村長数	うち女性町村長数	女性比率（%）	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率（%）	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率（%）
12	403	九十九里町										1	0	0.0	1	0	0.0	45	0	0.0
12	409	芝山町										1	0	0.0	1	0	0.0	57	2	3.5
12	410	横芝光町										1	0	0.0	1	0	0.0	89	4	4.5
12	421	一宮町										1	0	0.0	1	0	0.0	36	2	5.6
12	422	睦沢町										1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	0.0
12	423	長生村										1	0	0.0	1	0	0.0	41	2	4.9
12	424	白子町										1	0	0.0	1	0	0.0	32	0	0.0
12	426	長柄町										1	0	0.0	1	0	0.0	48	2	4.2
12	427	長南町										1	0	0.0	0	0		29	0	0.0
12	441	大多喜町										1	0	0.0	1	0	0.0	63	0	0.0
12	443	御宿町										1	0	0.0	0	0		10	0	0.0
12	463	鋸南町										1	0	0.0	1	0	0.0	26	0	0.0

＜選択肢回答＞
男女共同参画に関する宣言
宣言の形態
1　首長声明
2　議会の議決
3　庁内連絡会議の決定
4　その他

調査表4－4

市区町村別集計項目（審議会委員への女性の登用）No1

千葉県

調査時点コード	1	2021年4月1日	2	その他

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値							目標設定の対象である審議会等の範囲	地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等における登用状況					地方自治法（第180条の5）に基づく委員会等における登用状況					（再掲）市町村防災会議（委員のみ）			（再掲）市町村防災会議（会長を含む）			調査時点コード					
			目標値（%）	目標達成期限	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等委員数	女性比率（%）		審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等委員数	女性比率（%）	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等委員数	女性比率（%）	総委員数	うち女性数委員	女性比率（%）	総委員数	うち女性数委員	女性比率（%）	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等における登用状況	その他	地方自治法（第180条の5）に基づく委員会等における登用状況	その他
		小計			2,189	1,778	27,947	7,823	28.0		1,672	1,414	21,579	5,828	27.0	275	160	1,543	259	16.8	1,293	168	13.0	1,493	186	12.5						
											1,664	1,407	21,266	5,718	26.9	274	160	1,538	259	16.8											
12	100	千葉市	38.0	2022年3月	106	100	1,514	450	29.7	法律・政令・条例により設置されている審議会等	102	96	1,549	455	29.4	6	5	62	9	14.5	72	9	12.5	73	9	12.3	1		1		1	
12	202	銚子市	30.0	2023年3月	61	46	1,019	275	27.0	法令・条例・規則・要綱等により設置されている審議会・委員会等	27	18	345	62	18.0	5	5	28	5	17.9				25	1	4.0	1		1		1	
12	203	市川市	36.0	2023年3月	52	49	778	230	29.6	条例を根拠に設置している審議会等	52	49	778	230	29.6	6	5	29	7	24.1	50	7	14.0	51	7	13.7	1		1		1	
12	204	船橋市	30.0	2021年3月	87	75	1,368	402	29.4	1法律又は条例により設置されている審議会等2要綱等により設置されている懇談会、会議等※上記審議会等数は、基準日時点で委員がいる審議会等数を回答しています。	41	34	786	231	29.4	6	4	32	5	15.6	42	5	11.9	43	5	11.6	1		1		1	
12	205	館山市	30.0	2023年3月	40	38	513	145	28.3	法令・条例に基づいて設置された審議会の他、市が委嘱する委員会も含める。	34	33	453	127	28.0	5	2	23	4	17.4							1		1		1	
12	206	木更津市	40.0	2022年3月	53	49	744	208	28.0	設置の根拠として例規があり、かつ委員の委嘱を行っているもの	20	20	333	79	23.7	6	4	36	5	13.9	39	6	15.4	40	6	15.0	1		1		1	
12	207	松戸市	40.0	2022年3月	64	60	835	237	28.4	市の執行機関の附属機関	63	59	828	234	28.3	5	4	31	4	12.9	42	10	23.8	43	10	23.3	1		1		1	
12	208	野田市	50.0	2025年3月	45	43	686	272	39.7	法令・条例により設置されている審議会等	45	43	686	272	39.7	6	3	30	3	10.0	36	8	22.2	37	8	21.6	1		1		1	
12	210	茂原市	30.0	2026年3月	51	38	669	154	23.0	法令、条例、規則、要綱等	47	34	560	117	20.9	5	3	28	4	14.3	29	6	20.7	30	6	20.0	1		1		1	
12	211	成田市	40.0	2026年3月	55	46	739	196	26.5	法令必置の附属機関、法律や条例により設置されている附属機関、規則または要綱等により設置されているその他協議会等	43	36	586	142	24.2	5	4	33	9	27.3	41	4	9.8	42	4	9.5	1		1		1	
12	212	佐倉市	35.0	2032年3月	52	45	651	182	28.0	法律・条例・規則・要綱等により設置されている審議会、委員会	39	35	530	155	29.2	5	4	30	6	20.0	36	5	13.9	37	5	13.5	1		1		1	
12	213	東金市	30.0	2026年3月	54	41	803	180	22.4	東金市の各部署で所管する審議会等	24	19	285	52	18.2	5	2	28	5	17.9	28	2	7.1	29	2	6.9	1		1		1	
12	215	旭市	30.0	2024年3月	44	38	510	126	24.7	法律・条例・規則・要綱により設置されている審議会等	26	25	306	74	24.2	5	2	32	4	12.5	26	3	11.5	27	3	11.1	1		1		1	
12	216	習志野市	習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針に基づき、特別な理由がある場合を除き、男女いずれか一方の委員が委員の総数の40%未満とならないように努めるものとしている。		66	42	779	227	29.1	法律又は政令により設置されている審議会、委員会等 条例・規則又は要綱等により設置されている会議等	44	41	598	179	29.9	5	4	30	7	23.3				38	5	13.2	1		1		1	
12	217	柏市	2020年4月までに附属機関で女性委員が35%以上である割合を65%	2020年4月	77	56	1,211	339	28.0	【附属機関】地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により，法律又は条令により設置された機関 【懇談会】有識者等から意見を聴取又は意見交換を行い，市政への反映等を目的とした本市が開催する会合	56	53	876	299	34.1	5	4	48	8	16.7	42	5	11.9	43	5	11.6	2	2020年10月1日	2	2020年10月1日	1	
12	218	勝浦市	25.0	2027年3月	32	23	267	54	20.2		17	15	159	36	22.6	5	2	22	3	13.6							1		1		1	
12	219	市原市	40.0	2026年3月	96	74	1,119	280	25.0	・地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関　・規則、要綱若しくはその他の規程により設置する委員会、協議会又は懇話会等のうち、市職員が構成員となっているもの	68	57	876	219	25.0	5	3	32	5	15.6	39	6	15.4	40	6	15.0	1		1		1	
12	220	流山市	40.0	2025年3月	37	35	629	243	38.6	法律・政令・条例に基づき設置されている審議会等及び市が設置している協議会等	32	30	484	181	37.4	5	3	25	4	16.0				32	6	18.8	2	2021年3月31日	2	2021年3月31日	2	2021年3月31日
12	221	八千代市	40.0	2024年3月	87	75	1,105	339	30.7	法律・条例・規則・要綱等に設置されている審議会等(休会中を除く)	24	21	375	112	29.9	5	4	28	6	21.4	30	1	3.3	31	1	3.2	2	2021年3月31日	2	2021年3月31日	2	2021年3月31日
12	222	我孫子市	40.0	2029年3月	72	68	797	271	34.0	要綱等により設置されている委員会等	61	58	668	220	32.9	5	3	23	4	17.4	39	4	10.3	40	4	10.0	1		1		1	
12	223	鴨川市	30.0		31	25	249	59	23.7	地方自治法第202条の3第1項に規定する附属機関	31	23	249	59	23.7	5	2	26	3	11.5	14	1	7.1	15	1	6.7	1		1		1	
12	224	鎌ケ谷市	35.0	2027年3月	70	52	680	188	27.6	法令又は条例、規則、要綱等により設置されている機関	26	20	321	87	27.1	5	3	24	4	16.7	28	4	14.3	29	4	13.8	1		1		2	2021年8月1日
12	225	君津市	30.0	2023年3月	37	25	473	104	22.0	地方自治法第202条の3に基づく審議会	37	25	474	105	22.2	5	2	28	4	14.3	36	10	27.8	37	11	29.7	1		1		1	
12	226	富津市									25	19	305	68	22.3	5	4	27	5	18.5	26	4	15.4	27	4	14.8	1		1		1	
12	227	浦安市	30.0		54	47	841	319	37.9	すべての審議会が対象	29	27	334	102	30.5	4	3	14	3	21.4	24	2	8.3	25	2	8.0	2	2021年7月5日	2	2021年7月5日	1	
12	228	四街道市	35.0	2022年3月	43	36	430	155	36.0	地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により執行機関の附属機関として設置された審査会、委員会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関 市長等の求めに応じ、市民・学識経験を有する者等からの意見を聴取し、市政に反映させること等を目的として、要綱等により設置された協議会、懇談会その他の機関	32	26	349	116	33.2	5	3	29	6	20.7							2	2021年6月1日	2	2021年6月1日	1	
12	229	袖ケ浦市	35.0	2024年3月	50	45	704	226	32.1	地方自治法第202条の3だけでなく、市規則・要領による会議を含む。	29	27	413	132	32.0	5	2	28	3	10.7	28	4	14.3	29	4	13.8	2	2021年3月31日	2	2021年3月31日	1	
12	230	八街市	現状値(H26)からの増加を目指す	2022年3月	39	22	369	67	18.2	地方自治法に基づく審議会等	32	20	326	66	20.2	5	2	42	4	9.5	30	3	10.0	31	3	9.7	1		1		1	
12	231	印西市	30.0	2024年3月	64	59	731	216	29.5	市の条例・規則・要綱に基づく審議会等	37	34	429	115	26.8	5	2	24	4	16.7	7	4	57.1	38	4	10.5	1		2	2021年3月31日	1	
12	232	白井市	33.0	2026年3月	47	43	564	191	33.9	全ての審議会等	47	43	564	191	33.9	5	5	22	8	36.4	30	3	10.0	31	3	9.7	2	2020年9月4日	2	2020年9月4日	1	
12	233	富里市	30.0	2022年3月	39	34	430	123	28.6	すべての審議会	39	34	430	123	28.6	5	4	21	8	38.1	32	6	18.8	33	6	18.2	1		1		1	
12	234	南房総市	30.0	2023年4月	29	14	364	46	12.6	普通地方公共団体の執行機関の附属機関	29	14	364	46	12.6	5	4	33	7	21.2	29	1	3.4	30	1	3.3	1		1		1	
12	235	匝瑳市	30.0	2022年3月	62	32	537	120	22.3	法、条例、規則、要綱等により設置されている委員会等	31	22	394	83	21.1	5	3	42	5	11.9	29	1	3.4	30	1	3.3	1		1		1	
12	236	香取市	30.0	2027年3月	73	56	1,362	374	27.5	条例・規則・要綱等により設置されている懇談会、会議等	29	22	406	93	22.9	5	2	32	5	15.6	32	5	15.6	33	5	15.2	1		1		1	
12	237	山武市	33.3		48	45	690	183	26.5	地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等、要綱や規則等により設置されている審議会等	30	28	381	98	25.7	5	2	31	6	19.4				31	5	16.1	1		1		1	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値							目標設定の対象である審議会等の範囲	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			調査時点コード					
			目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等委員数	女性比率(%)		審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他
12	238	いすみ市	35.0	2022年3月	22	14	257	56	21.8	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	21	13	219	37	16.9	5	2	26	2	7.7	16	5	31.3	17	5	29.4	1		1		1	
12	239	大網白里市	30.0	2026年3月	40	28	421	102	24.2	法律、条例、規則、要綱で設置されている審議会等	20	16	230	65	28.3	5	3	30	4	13.3	34	4	11.8	35	4	11.4	1		1		1	
12	322	酒々井町									16	14	196	49	25.0	5	3	21	6	28.6	30	4	13.3	31	4	12.9	1		1		1	
12	329	栄町	30.0	2023年3月	26	21	250	67	26.8	地方自治法第203条の3に基づく審議会の委員、自治組織の会長及び副会長に占める女性の割合	27	22	255	69	27.1	5	3	22	5	22.7							1		1		1	
12	342	神崎町									11	7	92	27	29.3	5	2	29	3	10.3	6	0	0.0	7	0	0.0	1		2	2021年6月1日	2	2021年6月1日
12	347	多古町	20.0	2026年3月	27	18	281	52	18.5	法律もしくは条令により設置されている審議会・委員会等	21	16	245	42	17.1	5	2	36	5	13.9	25	3	12.0	26	3	11.5	1		1		1	
12	349	東庄町	40.0	2026年3月	38	30	365	111	30.4	・法律又は条令により設置した審議会等 ・規則、規定、要綱等により設置した審議会等	23	20	243	67	27.6	5	1	23	3	13.0	19	2	10.5	20	2	10.0	1		1		1	
12	403	九十九里町									10	9	134	31	23.1	6	3	25	4	16.0	18	2	11.1	19	2	10.5	1		1		1	
12	409	芝山町									22	14	217	35	16.1	5	3	41	8	19.5	31	0	0.0	32	0	0.0	1		1		1	
12	410	横芝光町	30.0	2023年3月	24	18	285	50	17.5	地方自治法(第202条の3)及び(第180条の5)に基づく審議会等(委員や協議会も含む)	19	16	260	47	18.1	5	2	25	3	12.0	26	2	7.7	27	2	7.4	1		1		1	
12	421	一宮町									11	9	157	29	18.5	5	2	29	2	6.9	24	3	12.5	25	3	12.0	1		1		1	
12	422	睦沢町									12	10	171	31	18.1	5	2	27	3	11.1	23	4	17.4	24	4	16.7	1		1		1	
12	423	長生村	23.0 24.0 26.0	2021年度 2022年度 2023年度	27	20	287	66	23.0	地方自治法第180条に基づく委員会等及び、地方自治法第202条の3に基づく審議会等	22	16	266	60	22.6	5	4	21	6	28.6	23	3	13.0	24	3	12.5	1		1		1	
12	424	白子町									7	4	55	13	23.6	5	2	25	4	16.0							1		1		1	
12	426	長柄町	30.0	2025年度	27	18	242	55	22.7		11	9	110	26	23.6	5	4	20	6	30.0							2	2021年6月1日	2	2021年6月1日	2	2021年6月1日
12	427	長南町	30.0	2026年3月	21	19	240	43	17.9	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	21	19	240	43	17.9	4	2	19	3	15.8	25	3	12.0	26	3	11.5	1		1		1	
12	441	大多喜町	37.0	2026年3月	20	16	159	40	25.2	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会	20	16	159	40	25.2	5	2	23	3	13.0	18	1	5.6	19	1	5.3	1		1		1	
12	443	御宿町									14	10	146	31	21.2	5	3	21	5	23.8	19	2	10.5	20	2	10.0	1		1		1	
12	463	鋸南町									8	7	71	16	22.5	5	2	22	2	9.1	20	1	5.0	21	1	4.8	1		1		1	

調査表４－４

市区町村別集計項目（審議会委員への女性の登用）No2（広域圏で設置している審議会等）

千葉県

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値							目標設定の対象である審議会等の範囲	地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等における登用状況					地方自治法（第180条の5）に基づく委員会等における登用状況					（再掲）市町村防災会議（委員のみ）			（再掲）市町村防災会議（会長を含む）		
			目標値（%）	目標年度	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率（%）		審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率（%）	委員会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率（%）	総委員数	うち女性委員数	女性比率（%）	総委員数	うち女性委員数	女性比率（%）
											8	7	313	110	35.1	1	0	5	0	0.0						
		千葉市									0	0	0	0		0	0	0	0							
		銚子市									0	0	0	0		0	0	0	0							
		市川市									0	0	0	0		0	0	0	0							
		船橋市									0	0	0	0		0	0	0	0							
		館山市									0	0	0	0		0	0	0	0							
		木更津市									0	0	0	0		0	0	0	0							
		松戸市									0	0	0	0		0	0	0	0							
		野田市									0	0	0	0		0	0	0	0							
		茂原市									3	3	80	31	38.8	1	0	5	0	0.0						
		成田市									1	0	28	0	0.0	0	0	0	0							
		佐倉市									0	0	0	0		0	0	0	0							
		東金市									2	2	152	53	34.9	0	0	0	0							
		旭市									0	0	0	0		0	0	0	0							
		習志野市									0	0	0	0		0	0	0	0							
		柏市									0	0	0	0		0	0	0	0							
		勝浦市									0	0	0	0		0	0	0	0							
		市原市									0	0	0	0		0	0	0	0							
		流山市									0	0	0	0		0	0	0	0							
		八千代市									0	0	0	0		0	0	0	0							
		我孫子市									0	0	0	0		0	0	0	0							
		鴨川市									0	0	0	0		0	0	0	0							
		鎌ケ谷市									0	0	0	0		0	0	0	0							
		君津市									0	0	0	0		0	0	0	0							
		富津市									0	0	0	0		0	0	0	0							
		浦安市									0	0	0	0		0	0	0	0							
		四街道市									0	0	0	0		0	0	0	0							
		袖ケ浦市									0	0	0	0		0	0	0	0							
		八街市									0	0	0	0		0	0	0	0							
		印西市									0	0	0	0		0	0	0	0							
		白井市									0	0	0	0		0	0	0	0							
		富里市									0	0	0	0		0	0	0	0							
		南房総市									0	0	0	0		0	0	0	0							
		匝瑳市									0	0	0	0		0	0	0	0							
		香取市									0	0	0	0		0	0	0	0							
		山武市									0	0	0	0		0	0	0	0							
		いすみ市									1	1	38	19	50.0	0	0	0	0							

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値							目標設定の対象である審議会等の範囲					地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等における登用状況					地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					（再掲）市町村防災会議（委員のみ）			（再掲）市町村防災会議（会長を含む）		
			目標値（%）	目標年度	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率（%）						審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率（%）	委員会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率（%）	総委員数	うち女性委員数	女性比率（%）	総委員数	うち女性委員数	女性比率（%）
		大網白里市													0	0	0	0		0	0	0	0							
		酒々井町													0	0	0	0		0	0	0	0							
		栄町													0	0	0	0		0	0	0	0							
		神崎町													0	0	0	0		0	0	0	0							
		多古町													1	1	15	7	46.7	0	0	0	0							
		東庄町													0	0	0	0		0	0	0	0							
		九十九里町													0	0	0	0		0	0	0	0							
		芝山町													0	0	0	0		0	0	0	0							
		横芝光町													0	0	0	0		0	0	0	0							
		一宮町													0	0	0	0		0	0	0	0							
		睦沢町													0	0	0	0		0	0	0	0							
		長生村													0	0	0	0		0	0	0	0							
		白子町													0	0	0	0		0	0	0	0							
		長柄町													0	0	0	0		0	0	0	0							
		長南町													0	0	0	0		0	0	0	0							
		大多喜町													0	0	0	0		0	0	0	0							
		御宿町													0	0	0	0		0	0	0	0							
		鋸南町													0	0	0	0		0	0	0	0							

調査表4－4

市区町村別集計項目（女性公務員の登用）

千葉県

調査時点コード	1	2021年4月1日	2	その他

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	管理職の在職状況																																		職務上の地位別職員在職状況												調査時点コード	その他	防災・危機管理部局への配置状況						調査時点コード	その他
			管理職総数	うち管理職女性	女性比率	うち一般行政職 管理職総数	うち一般行政職 うち女性管理職	うち一般行政職 女性比率（%）	部局長相当職	うち女性	女性比率（%）	うち一般行政職 部局長相当職	うち一般行政職 うち女性	うち一般行政職 女性比率（%）	次長相当職	うち女性	女性比率（%）	うち一般行政職 次長相当職	うち一般行政職 うち女性	うち一般行政職 女性比率（%）	課長相当職	うち女性	女性比率（%）	うち一般行政職 課長相当職	うち一般行政職 うち女性	うち一般行政職 女性比率（%）	課長補佐相当職	うち女性	女性比率（%）	うち一般行政職 課長補佐相当職	うち一般行政職 うち女性	うち一般行政職 女性比率（%）	係長相当職	うち女性	女性比率（%）	うち一般行政職 係長相当職	うち一般行政職 うち女性	うち一般行政職 女性比率（%）			防災・危機管理部局職員数	うち女性	女性比率（%）	うち管理職数	うち女性	うち管理職数 女性比率（%）		
			3,888	474	12.2	2,902	329	11.3	512	38	7.4	434	34	7.8	469	43	9.2	342	35	10.2	2,907	393	13.5	2,126	260	12.2	3,962	1,136	28.7	2,457	532	21.7	8,886	3,324	37.4	4,872	1,402	28.8			2,068	85	4.1	249	2	0.8		
12	100	千葉市	454	55	12.1	339	37	10.9	66	7	10.6	56	7	12.5	43	2	4.7	26	2	7.7	345	46	13.3	257	28	10.9	437	146	33.4	294	93	31.6	1186	382	32.2	622	128	20.6	1		31	3	9.7	10	0	0.0	2	2021年7月1日
12	202	銚子市	27	1	3.7	21	1	4.8													27	1	3.7	21	1	4.8	67	13	19.4	42	10	23.8	93	40	43.0	58	23	39.7	1		4	0	0.0	0	0		1	
12	203	市川市	186	18	9.7	168	17	10.1	24	1	4.2	23	1	4.3	27	2	7.4	25	2	8.0	135	15	11.1	120	14	11.7	28	7	25.0	16	5	31.3	318	76	23.9	262	73	27.9	1		28	3	10.7	10	1	10.0	1	
12	204	船橋市	180	19	10.6	126	17	13.5	27	3	11.1	24	3	12.5	24	1	4.2	18	1	5.6	129	15	11.6	84	13	15.5	683	209	30.6	388	80	20.6	654	294	45.0	315	109	34.6	1		24	3	12.5	3	0	0.0	1	
12	205	館山市	34	3	8.8	33	2	6.1	8	0	0.0	8	0	0.0							26	3	11.5	25	2	8.0	38	7	18.4	30	1	3.3	102	45	44.1	62	13	21.0	1		7	1	14.3	2	0	0.0	1	
12	206	木更津市	117	9	7.7	92	8	8.7	15	1	6.7	15	1	6.7	23	1	4.3	20	1	5.0	79	7	8.9	57	6	10.5	105	33	31.4	66	22	33.3	214	73	34.1	107	37	34.6	1		104	3	2.9	18	0	0.0	1	
12	207	松戸市	334	58	17.4	166	23	13.9	44	3	6.8	24	3	12.5	41	5	12.2	22	2	9.1	249	50	20.1	120	18	15.0	380	149	39.2	181	45	24.9	1068	496	46.4	373	87	23.3	1		12	2	16.7	4	0	0.0	1	
12	208	野田市	93	7	7.5	81	7	8.6	16	0	0.0	15	0	0.0	20	1	5.0	15	1	6.7	57	6	10.5	51	6	11.8	109	20	18.3	73	10	13.7	290	78	26.9	151	44	29.1	1		38	0	0.0	9	0	0.0	1	
12	210	茂原市	61	7	11.5	61	7	11.5	9	0	0.0	9	0	0.0	10	1	10.0	10	1	10.0	42	6	14.3	42	6	14.3	66	15	22.7	58	6	10.3	127	43	33.9	106	23	21.7	1		7	1	14.3	1	0	0.0	1	
12	211	成田市	92	14	15.2	66	10	15.2	19	2	10.5	17	1	5.9							73	12	16.4	49	9	18.4	93	26	28.0	39	2	5.1	194	46	23.7	93	11	11.8	1		56	3	5.4	7	0	0.0	1	
12	212	佐倉市	87	15	17.2	77	15	19.5	23	4	17.4	21	4	19.0	0	0		0	0		64	11	17.2	56	11	19.6	102	28	27.5	82	17	20.7	169	71	42.0	112	36	32.1	1		18	1	5.6	2	0	0.0	1	
12	213	東金市	47	0	0.0	40	0	0.0	8	0	0.0	8	0	0.0	0	0		0	0		39	0	0.0	32	0	0.0	38	8	21.1	31	6	19.4	121	39	32.2	90	23	25.6	1		13	0	0.0	2	0	0.0	1	
12	215	旭市	29	1	3.4	23	1	4.3													29	1	3.4	23	1	4.3	38	4	10.5	25	4	16.0	82	31	37.8	55	16	29.1	1		124	3	2.4	19	0	0.0	1	
12	216	習志野市	203	37	18.2	129	25	19.4	15	2	13.3	12	2	16.7	36	5	13.9	24	4	16.7	152	30	19.7	93	19	20.4							323	146	45.2	159	80	50.3	1		7	0	0.0	2	0	0.0	1	
12	217	柏市	245	38	15.5	119	22	18.5	22	1	4.5	12	0	0.0	67	7	10.4	34	5	14.7	156	30	19.2	73	17	23.3	208	53	25.5	91	18	19.8	787	322	40.9	354	106	29.9	1		504	29	5.8	66	0	0.0	1	
12	218	勝浦市	17	1	5.9	15	1	6.7													17	1	5.9	15	1	6.7							52	12	23.1	40	6	15.0	1		6	0	0.0	1	0	0.0	1	
12	219	市原市	160	13	8.1	132	11	8.3	19	1	5.3	17	1	5.9	24	2	8.3	22	2	9.1	117	10	8.5	93	8	8.6	124	15	12.1	90	12	13.3	283	57	20.1	203	43	21.2	1		388	10	2.6	16	0	0.0	1	
12	220	流山市	79	7	8.9	65	4	6.2	17	0	0.0	16	0	0.0	16	1	6.3	13	0	0.0	46	6	13.0	36	4	11.1	96	32	33.3	72	14	19.4	246	62	25.2	118	33	28.0	1		7	1	14.3	3	0	0.0	1	
12	221	八千代市	120	20	16.7	66	4	6.1	14	1	7.1	9	0	0.0	12	0	0.0	8	0	0.0	94	19	20.2	49	4	8.2	122	35	28.7	56	12	21.4	181	60	33.1	73	18	24.7	1		13	1	7.7	2	0	0.0	1	
12	222	我孫子市	94	15	16.0	78	14	17.9	12	1	8.3	11	1	9.1	17	0	0.0	13	0	0.0	65	14	21.5	54	13	24.1	81	21	25.9	58	20	34.5	174	69	39.7	80	27	33.8	1		8	0	0.0	2	0	0.0	1	
12	223	鴨川市	34	1	2.9	29	1	3.4	6	0	0.0	5	0	0.0	0	0		0	0		28	1	3.6	24	1	4.2	45	18	40.0	24	3	12.5	86	27	31.4	86	27	31.4	1		7	0	0.0	1	0	0.0	1	
12	224	鎌ケ谷市	90	22	24.4	64	12	18.8	15	2	13.3	12	2	16.7	22	7	31.8	16	6	37.5	53	13	24.5	36	4	11.1	78	18	23.1	35	8	22.9	133	49	36.8	53	9	17.0	1		9	1	11.1	1	0	0.0	1	
12	225	君津市	92	8	8.7	75	8	10.7	13	0	0.0	11	0	0.0	22	3	13.6	19	3	15.8	57	5	8.8	45	5	11.1	66	27	40.9	40	13	32.5	221	72	32.6	99	23	23.2	1		169	0	0.0	23	0	0.0	1	
12	226	富津市	54	4	7.4	38	3	7.9	8	0	0.0	7	0	0.0	5	0	0.0	4	0	0.0	41	4	9.8	27	3	11.1	45	11	24.4	20	5	25.0	80	27	33.8	37	9	24.3	1		6	0	0.0	2	0	0.0	1	
12	227	浦安市	121	16	13.2	107	16	15.0	17	2	11.8	16	2	12.5	27	3	11.1	24	3	12.5	77	11	14.3	67	11	16.4	91	29	31.9	59	19	32.2	172	73	42.4	98	40	40.8	1		201	7	3.5	12	0	0.0	1	
12	228	四街道市	72	1	1.4	56	1	1.8	10	0	0.0	8	0	0.0	6	0	0.0	5	0	0.0	56	1	1.8	43	1	2.3	69	10	14.5	27	5	18.5	79	25	31.6	53	19	35.8	1		6	0	0.0	2	0	0.0	1	
12	229	袖ケ浦市	63	5	7.9	53	5	9.4	10	1	10.0	9	1	11.1	19	1	5.3	17	1	5.9	34	3	8.8	27	3	11.1	23	1	4.3	18	1	5.6	60	17	28.3	43	7	16.3	1		122	2	1.6				1	
12	230	八街市	43	6	14.0	38	5	13.2	7	1	14.3	7	1	14.3	3	0	0.0	3	0	0.0	33	5	15.2	28	4	14.3	86	14	16.3	71	10	14.1	186	122	65.6	122	66	54.1	1		9	1	11.1	2	0	0.0	1	
12	231	印西市	59	5	8.5	54	5	9.3	10	1	10.0	9	1	11.1	1	1	100.0	1	1	100.0	48	3	6.3	44	3	6.8	21	10	47.6	18	8	44.4	135	37	27.4	105	27	25.7	1		12	1	8.3	1	0	0.0	1	
12	232	白井市	42	5	11.9	39	5	12.8	10	1	10.0	10	1	10.0	0	0		0	0		32	4	12.5	29	4	13.8	19	10	52.6	13	8	61.5	59	24	40.7	48	18	37.5	1		6	0	0.0	1	0	0.0	1	
12	233	富里市	42	2	4.8	27	1	3.7	8	1	12.5	6	0	0.0	3	0	0.0	2	0	0.0	31	1	3.2	19	1	5.3	52	11	21.2	27	6	22.2	172	51	29.7	94	27	28.7	1		5	0	0.0	1	0	0.0	1	
12	234	南房総市	39	3	7.7	36	2	5.6	8	0	0.0	8	0	0.0	0	0		0	0		31	3	9.7	28	2	7.1	64	9	14.1	53	1	1.9	78	30	38.5	60	13	21.7	1		6	0	0.0	1	0	0.0	1	
12	235	匝瑳市	30	5	16.7	24	3	12.5													30	5	16.7	24	3	12.5	44	11	25.0	22	0	0.0	62	27	43.5	40	11	27.5	1		5	0	0.0	1	0	0.0	1	
12	236	香取市	44	5	11.4	38	4	10.5	7	0	0.0	7	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	36	5	13.9	30	4	13.3	40	10	25.0	30	5	16.7	81	24	29.6	60	11	18.3	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1	
12	237	山武市	49	6	12.2	46	5	10.9	9	0	0.0	9	0	0.0	0	0		0	0		40	6	15.0	37	5	13.5	37	12	32.4	28	5	17.9	80	39	48.8	66	30	45.5	1		8	0	0.0	2	0	0.0	1	
12	238	いすみ市	21	1	4.8	20	1	5.0													21	1	4.8	20	1	5.0	40	12	30.0	26	2	7.7	47	15	31.9	32	4	12.5	1		8	0	0.0	1	0	0.0	1	
12	239	大網白里市	46	3	6.5	24	1	4.2	5	0	0.0	3	0	0.0	0	0		0	0		41	3	7.3	21	1	4.8	44	11	25.0	29	0	0.0	61	17	27.9	49	8	16.3	1		6	0	0.0	0	0		1	
12	322	酒々井町	30	8	26.7	24	6	25.0													30	8	26.7	24	6	25.0	39	13	33.3	31	7	22.6	19	8	42.1	16	6	37.5	1		5	0	0.0	2	0	0.0	1	
12	329	栄町	28	4	14.3	22	3	13.6													28	4	14.3	22	3	13.6	32	9	28.1	25	7	28.0	31	10	32.3	21	9	42.9	1		6	0	0.0				1	
12	342	神崎町	8	0	0.0	8	0	0.0													8	0	0.0	8	0	0.0	10	4	40.0	6	2	33.3	10	5	50.0	9	4	44.4	1		8	1	12.5	1	0	0.0	1	
12	347	多古町	38	10	26.3	16	2	12.5													38	10	26.3	16	2	12.5	17	6	35.3	11	2	18.2	68	44	64.7	18	8	44.4	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1	
12	349	東庄町	10	1	10.0	9	1	11.1													10	1	10.0	9	1	11.1	8	3	37.5	8	3	37.5	32	13	40.6	21	11	52.4	1		2	0	0.0	0	0		1	
12	403	九十九里町	13	1	7.7	13	1	7.7													13	1	7.7	13	1	7.7	10	2	20.0	10	2	20.0	32	16	50.0	22	6	27.3	1		5	0	0.0	1	0	0.0	1	
12	409	芝山町	15	1	6.7	15	1	6.7													15	1	6.7	15	1	6.7	5		0.0	5		0.0	27	15	55.6	26	14	53.8	1		4	2	50.0	1		0.0	1	
12	410	横芝光町	25	3	12.0	19	1	5.3	1	0	0.0	0	0								24	3	12.5	19	1	5.3	41	11	26.8	29	4	13.8	3	3	100.0	0	0		1		7	1	14.3	1	0	0.0	1	
12	421	一宮町	17	2	11.8	16	2	12.5													17	2	11.8	16	2	12.5	18	9	50.0	15	6	40.0	27	17	63.0	19	12	63.2	1		3	0	0.0	0	0		1	
12	422	睦沢町	10	2	20.0	10	2	20.0	10	2	20.0	10	2	20.0													5	1	20.0	5	1	20.0	9	3	33.3	9	3	33.3	1		2	0	0.0	0	0		1	
12	423	長生村	14	2	14.3	14	2	14.3													14	2	14.3	14	2	14.3	26	10	38.5	21	7	33.3	27	16	59.3	20	9	45.0	1		2	0	0.0				1	
12	424	白子町	19	1	5.3	17	1	5.9													19	1	5.3	17	1	5.9	21	9	42.9	16	5	31.3	46	20	43.5	34	11	32.4	1		6	1	16.7	4	1	25.0	1	
12	426	長柄町	10	1	10.0	10	1	10.0													10	1	10.0	10	1	10.0	4	2	50.0	4	2	50.0	20	5	25.0	20	5	25.0	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1	
12	427	長南町	17	1	5.9	15	1	6.7													17	1	5.9	15	1	6.7	12	2	16.7	10	1	10.0	18	9	50.0	14	6	42.9	1		11	4	36.4	2	0	0.0	1	
12	441	大多喜町	14	0	0.0	12	0	0.0													14	0	0.0	12	0	0.0	11	2	18.2	8	1	12.5	29	8	27.6	24	5	20.8	1		3	0	0.0	0	0		1	
12	443	御宿町	12	1	8.3	10	1	10.0													12	1	8.3	10	1	10.0	11	3	27.3	9	1	11.1	28	12	42.9	17	6	35.3	1		5	0	0.0	2	0	0.0	1	
12	463	鋸南町	8	0	0.0	7	0	0.0													8	0	0.0	7	0	0.0	13	5	38.5	12	5	41.7	4	2	50.0	4	2	50.0	1		4	0	0.0	2	0	0.0	1	

調査表４－５

市区町村別集計項目（地方自治体職員の通称使用・市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査）

千葉県

調査時点	議会関係は2021年7月1日（その他2021年4月1日）

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
						問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問2 問1で、1. を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問6 問1で1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問7 問6で1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い					
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他（欠席の例がない、不明等）	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
			24		1の合計	50	4	0	39		2			40	38	38	38	41	38
			8		2の合計	1	46	39	11		48			2	3	4	4	10	8
			6		3の合計	3		11	0		0			0	1	1	1	0	0
			16		4の合計	0								12	12	11	11	3	8
12	100	千葉市	1	千葉市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）により、戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 第2条 職員は旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書（様式第１号）（以下「承認申請書」という。）により、市長の承認を受けなければならない。 ２ 承認申請書は、原則として、千葉市職員服務規程第4条第2項の履歴事項変更届に添えて、所属長を経由して人事課長に提出するものとする。 ３ 採用時において、既に婚姻等により戸籍上の氏を改めている職員が旧姓を使用しようとするときは、前項の規定にかかわらず、採用後速やかに、承認申請書に戸籍上の氏を改めたことを証する書類を添付して、所属長を経由して人事課長に提出するものとする。 第3条 市長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書（様式第2号）により、所属長を経由して当該承認を受けた職員（以下「旧姓使用者」という。）に通知するものとする。 第4条 市長は、職務遂行上支障があると認めるときは、旧姓使用者の旧姓使用の承認を取り消すことができる。 第5条 旧姓使用者は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届（様式第3号）を所属長を経由して人事課長に提出しなければならない。 ２ 戸籍上の氏を改めた場合を除き、前項の規定により旧姓の使用を中止した職員は、原則として、再び同じ旧姓を使用することはできない。 第6条 旧姓を使用できる文書等は、法令等に抵触するおそれがなく、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められるもので総務局長が定めるものとする。 第7条 旧姓使用者は、旧姓の使用に当たって、市民及び職員等に誤解や混乱が生じないよう努めなければならない。 ２ 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 第8条 市長以外の任命権者から旧姓の使用の承認を受けた職員は、当該承認を受けたことを証する文書等を所属長を経由して人事課長に提出することにより、市長が旧姓の使用を承認したものとみなし、第2条及び第3条の規定による手続きを省略することができるものとする。 第9条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、総務局長が別に定める。	千葉市議会	1	1	2	1		2			1	1	1	1	1	1
12	202	銚子市	2		銚子市議会	1	2	2	1	銚子市議会会議規則 第2条第2項　議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。 第91条第2項　委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に届け出ることができる。	2			1	1	1	1	1	1
12	203	市川市	1	市川市職員の旧姓の使用に関する取扱要綱 （旧姓を使用することができる文書等） 第2条　旧姓を使用することができる文書等は、次に掲げるものとする。 （1）座席表、人事異動に係る内示表及び異動表、職員表彰に係る文書その他の組織内部で使用されるもの （2）職場での呼称、名刺、名札、職員名簿その他の対外的に使用されるもので、特別な法律関係を生じさせるおそれのないもの （3）その他法令等に抵触するおそれがなく、職務遂行上又は事務処理上特に支障がないものと任命権者が認めるもの	市川市議会	1	2	3	2		2			1	2	2	2	2	2

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
					議会名	問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問2 問1で、1. を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問6 問1で1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問7 問6で1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い					
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。		1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他（欠席の例がない、不明等）	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
12	204	船橋市	1	船橋市職員の旧姓使用に関する取扱要綱 （趣旨） 第1条 この要綱は、一般職の職員（臨時的任用職員を除く。以下「職員」という。）の個性が尊重され、能力を発揮しやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）により戸籍上の氏を改めた後、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を文書等に使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	船橋市議会	1	2	3	2		2			4	4	4	4	1	1
12	205	館山市	1	館山市事務決裁規程 別表第2（第8条第2項及び第9条）（1）副市長、部長及び課長が専決できる事項　総務課の表中　表頭「専決事項」欄:（19）職員の旧姓使用の承認、取り消しに関すること。表頭「専決者課長」欄:○	館山市議会	1	2	2	1	館山市議会会議規則 第2条第2項　議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
12	206	木更津市	1	木更津市職員服務規程 第4条　職員は、婚姻、養子縁組及びその他の事由（以下「婚姻等」という。）によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を使用する場合は、市長の承認を受けなければならない。	木更津市議会	1	2	2	1	木更津市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
12	207	松戸市	1	松戸市職員の旧姓使用に関する取扱要綱 （趣旨） 第1条　この要綱は、本市の一般職の職員（以下「職員」という。）の旧姓使用の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第2条　この要綱において、「旧姓使用」とは、職員が婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）により、戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を文書等において使用することをいう。 （旧姓使用の範囲） 第3条　旧姓使用をすることのできる文書等の範囲は、次のとおりとする。 （1）組織内部で使用されるもの （2）人事異動に係る文書 （3）退職に係る文書 （4）服務に係る文書 （5）勤務時間等に係る文書 （6）職員表彰に係る文書 （7）対外的にも使用されるが問題のないもの （8）職務遂行上又は事務処理上支障のないもの （9）その他人事担当課長が個別に判断し、旧姓使用が可能であると認めるもの	松戸市議会	1	2	2	1	松戸市議会会議規則 第2条　議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
12	208	野田市	1	野田市職員の旧姓使用に関する取扱要綱 野田市職員の旧姓使用に関する取扱要綱 （目的） 第1条　この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を文書等において使用することに関して必要な事項を定めることを目的とする。	野田市議会	1	2	2	1	野田市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
12	210	茂原市	3		茂原市議会	1	2	2	1	茂原市議会会議規則 （欠席の届出）第2条2　議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			4	4	4	4	4	1

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。 1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査 議会名	問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。 1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他（欠席の例がない、不明等）	問2 問1で、1. を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。 1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	問3 問1で1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。 1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	問4 問1で1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。 1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	問5 問4で1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問6 問1で1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。 1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	問7 問6で1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い 配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
12	211	成田市	1	成田市職員の旧姓使用に関する取扱要綱 （趣旨） 第1条 この要綱は，職員（成田市職員定数条例（昭和29年条例第15号）第1条に規定する職員（教育長を除く。）をいう。以下同じ。）の個性が尊重され，その能力を一層発揮できる職場環境を整備するため，職員が婚姻，養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）によって戸籍上の氏を改めた後も，引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を文書等において使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	成田市議会	1	2	2	1	成田市議会会議規則 第2条第2項　議員は，出産のため出席できないときは，出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては，14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において，あらかじめ議長に届け出ることができる。	2			1	1	1	1	1	1
12	212	佐倉市	1	佐倉市職員の旧姓使用に関する取扱要綱 佐倉市職員の旧姓使用に関する取扱要綱 第1条～第7条	佐倉市議会	1	2	2	1	佐倉市議会会議規則 第2条 2　議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
12	213	東金市	2		東金市議会	1	2	2	1	東金市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
12	215	旭市	1	旭市一般職の職員の旧姓使用に関する取扱規程 旧姓を使用しようとする職員は、旧姓使用承認申請書（第1号様式。以下「承認申請書」という。）に戸籍上の氏を改めたことを証する書類を添付して、所属長を経て市長に提出しなければならない。ただし、消防吏員（消防長を除く。）にあっては、消防長に提出するものとする。	旭市議会	1	2	2	1	旭市議会会議規則 2　議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
12	216	習志野市	1	習志野市職員の旧姓使用に関する取扱要領 第3条　職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書（別記第1号様式。以下「承認申請書」という。）により市長の承認を受けなければならない。	習志野市議会	1	2	2	1	習志野市議会会議規則 第2条　議員は、事故のため公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	4
12	217	柏市	1	柏市職員旧姓使用取扱要領第2条第1項 職員は，婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を職場での呼称として使用することができる。	柏市議会	1	2	2	1	柏市議会会議規則 第2条　議員は，公務，疾病，育児，看護，介護，配偶者の出産の補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは，その理由を付け，当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　議員は，出産のため出席できないときは，出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては，14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において，その期間を明らかにして，あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第84条　委員は，公務，疾病，育児，看護，介護，配偶者の出産の補助その他のやむを得ない事由のため出席できないとき（柏市議会委員会条例（昭和62年柏市条例第30号。以下「委員会条例」という。）第15条の2第2項の許可を得た委員が同項に規定するオンライン出席（以下「オンライン出席」という。）をすることができないときを含む。次項において同じ。）は，その理由を付け，当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2　委員は，出産のため出席できないときは，出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては，14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において，その期間を明らかにして，あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
					問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問2 問1で、1. を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問6 問1で1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問7 問6で1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い					
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他（欠席の例がない、不明等）	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
12	218	勝浦市	4		勝浦市議会	1	2	2	1	勝浦市議会会議規則 第2条第1項「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」、同条第2項「出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」・第90条第1項、同条第2項も同様	2			1	1	1	1	1	1
12	219	市原市	1	市原市職員の旧姓使用に関する取扱要綱 （趣旨） 第1条　この要綱は、一般職の職員（以下「職員」という。）の個性が尊重され、能力を発揮しやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）により戸籍上の氏を改めた後、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を文書等に使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	市原市議会	1	2	2	1	市原市議会会議規則 第2条　議員は公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。 第91条　委員は公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2　委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に届け出ることができる。	2			1	1	1	1	1	1
12	220	流山市	1	流山市職員の旧姓使用に関する取扱要綱 旧姓使用に関する内部規定（一般未公開）のため、全文が該当になります。	流山市議会	1	2	3	2		2			4	4	4	4	2	4
12	221	八千代市	1	八千代市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という)を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	八千代市議会	1	2	3	2		2			4	4	4	4	2	1
12	222	我孫子市	1	我孫子市職員旧姓使用取扱要綱 （趣旨） 第1条　この訓令は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 （旧姓使用の範囲） 第2条　職員は、市長の承認を受けて、法令等に反するおそれのない専ら職員間で使用している文書等で服務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものについて旧姓を使用することができる。 2　前項に規定する旧姓を使用することができる文書等とは、別表に掲げるものとする。	我孫子市議会	1	2	2	1	我孫子市議会会議規則 第2条の2　議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	4
12	223	鴨川市	3		鴨川市議会	1	2	2	1	第2条　議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2．前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
12	224	鎌ケ谷市	1	鎌ケ谷市職員の旧姓使用に関する取扱規程 第2条　職員は、法令等に抵触するおそれがなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められる文書等について旧姓を使用することができるものとする。	鎌ケ谷市議会	1	2	2	1	鎌ケ谷市議会会議規則 第2条2　議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。　第89条2　委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		議会名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査 問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問2 問1で、1. を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問6 問1で1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問7 問6で1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い					
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。		1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他（欠席の例がない、不明等）	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
12	225	君津市	3		君津市議会	1	2	2	1	君津市議会会議規則 （欠席の届出） 第2条　議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 （欠席の届出） 第83条　委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2　委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
12	226	富津市	2		富津市議会	1	2	2	1	富津市議会会議規則 第2条　議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
12	227	浦安市	1	浦安市職員の旧姓使用に関する取扱要綱 第1条　この要綱は、浦安市の一般職に属する職員（以下「職員」という。）の旧姓使用の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。	浦安市議会	1	1	2	1	浦安市議会会議規則 第2条 2　議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
12	228	四街道市	4		四街道市議会	1	2	2	1	四街道市議会会議規則 第2条第2項　議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	2
12	229	袖ケ浦市	4		袖ケ浦市議会	1	1	2	1	袖ケ浦市議会会議規則 （欠席の届出） 第2条　議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
					問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問2 問1で、1. を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問6 問1で1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問7 問6で1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い					
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他（欠席の例がない、不明等）	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
12	230	八街市	4		八街市議会	1	2	2	1	八街市議会会議規則 （欠席の届出） 第2条　議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他の　やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議　時刻までに議長に届け出なければならない。 2　議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出するものとする。 （欠席の届出） 第91条　委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議　時刻までに委員長に届け出なければならない。 2　委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の、場合にあっては14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出するものとする。	1		八街市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例 （議員報酬の減額） 第4条　議員が長期欠席をしたときの議員報酬は、市議会の会議等を欠席した日又は長期欠席届出書の届出のあった日のいずれか早い日から、市議会の会議等に出席した日又は復帰届出書の届出のあった日のいずれか早い日の前日までの期間に応じて、その職に応じた議員報酬に次の表に定める支給割合を乗じて得た額とする。長期欠席の期間 90日を超え180日以下であるとき支給割合100分の80 長期欠席の期間 180日を超え365日以下であるとき支給割合100分の70 長期欠席の期間365日を超えるとき支給割合100分の50 2　前項の規定は、長期欠席の期間が90日を超える日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から市議会の会議等に出席した日又は復帰届出書の届出のあった日のいずれか早い日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで適用する。 （期末手当の減額） 第5条　6月1日及び12月1日（次項においてこれらの日を「基準日」という。）のそれぞれ前6月以内の期間において、前条に規定する議員報酬の支給の減額月があるときの期末手当の額は、その職に応じて支給されるべき期末手当に、長期欠席の期間に応じて、前条第1項の表に定める支給割合を乗じて得た額とする。 2　基準日の前6月以内の期間において、議員報酬の支給割合が異なる場合は、減額後に得られる期末手当の額が低い方の支給割合を適用する。 （適用除外） 第6条　次の各号に掲げる事由により議員が長期欠席をしたときは、前2条の　規定は適用しない。 （1）公務上の災害 （2）災害その他議員の責によらない事故等の場合で、議長が公務上の災害等に準ずると認めるもの。 （3）女性議員の出産 （4）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年　法律第114号）第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者となった場合	1	1	1	1	1	1
12	231	印西市	2		印西市議会	1	2	2	1	印西市議会会議規則 第2条第2項　議員は出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		印西市議員報酬等の特例に関する条例 （議員報酬の減額）第3条　議員が疾病等により、議員活動を引き続き長期間休止したときの議員報酬の月額は、その職に応じた議員報酬の月額に、市議会の会議等を欠席した日から市議会の会議等に出席した日の前日までの期間（以下「議員活動ができない期間」という。）に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。【議員活動できない期間　割合】・90日を超え180日以下であるとき　100分の80　・180日を超え365日以下であるとき　100分70　・365日を超えるとき　100分の60　2　前項の規定は、議員活動ができない期間が90日を経過する日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月。以下これらを「減額月」という。）から、議員活動できない期間に相当する期間、減額月の議員報酬の月額を基礎として適用する。この場合において、議員資格を失う等減額月に受けるべき議員報酬がないときは、前項の規定は、適用しない。　3　前2項の規定により議員報酬を減額して支給する場合、減額月の初日から末日まで減額して支給するとき以外のときは、その議員報酬の額は、その減額月の現日数を基礎として日割りによって計算する。（期末手当の減額）　第4条　6月1日及び12月1日（以下これらの日を基準日という。）のそれぞれの前6月以内の期間において、議員報酬が減額支給された月があるときの期末手当の額は、その職に応じた期末手当の額に、議員活動ができない期間に応じて、前条第1項の表に定める割合に乗じて得た額とする。　2　基準日の前6月以内の期間において、議員報酬の減額割合が異なる場合は、高い方の減額割合を適用する。	1	1	1	1	1	1

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
					問1	問2	問3	問4	問5	問6		問7	問8					
					議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問1で、1. を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問1で1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問6で1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い					
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他（欠席の例がない、不明等）	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
12	232	白井市	1	白井市職員旧姓使用取扱要領 第3条第1項　任命権者は、前条の申請があったときは、法令等に接触するおそれがなく、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認することができる。	白井市議会	1	2	3	2		2			1	3	3	3	1	4
12	233	富里市	3		富里市議会	1	2	2	1	富里市議会会議規則 第2条　議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
12	234	南房総市	1	南房総市職員の旧姓使用に関する要領 第2条 職員は、任命権者に届出をして、専ら職員の間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	南房総市議会	1	2	2	1	南房総市議会会議規則 第2条2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
12	235	匝瑳市	1	匝瑳市一般職の職員の旧姓使用に関する取扱要綱 匝瑳市立学校県費負担教職員の旧姓使用に関する取扱要綱 匝瑳市一般職の職員の旧姓使用に関する取扱要綱 （趣旨） 第1条　この告示は、匝瑳市一般職の職員（以下「職員」という。）が婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を文書等において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 匝瑳市立学校県費負担教職員の旧姓使用に関する取扱要綱 （趣旨） 第1条　この告示は、県費負担教職員（以下「職員」という。）が婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を文書等において使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	匝瑳市議会	1	2	2	1	匝瑳市議会会議規則　第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
12	236	香取市	2		香取市議会	3								4	4	2	2	2	2
12	237	山武市	4		山武市議会	1	2	3	2		2			4	4	4	4	2	4
12	238	いすみ市	4		いすみ市議会	1	2	2	1	いすみ市議会会議規則 （欠席の届出） 第2条　議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
12	239	大網白里市	1	大網白里市職員の旧姓使用に関する取扱要綱 （目的） 第1条　この要綱は、一般職の職員（臨時的任用職員等を除く。以下「職員」という。）が婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を文書等において使用することに関し必要な事項を定めることを目的とする。	大網白里市議会	1	2	2	1	大網白里市議会会議規則 （欠席の届出）第2条　議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	4

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
					問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問2 問1で、1. を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問6 問1で1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問7 問6で1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い					
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他（欠席の例がない、不明等）	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
12	322	酒々井町	4		酒々井町議会	1	2	2	1	酒々井町議会会議規則 第2条第2項　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
12	329	栄町	4		栄町議会	1	2	2	1	栄町議会会議規則 第2条第2項 　議員が出産のため出席ができないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、154週間)前の日から当該出産に日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
12	342	神崎町	2		神崎町議会	1	2	2	1	神崎町議会会議規則 第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	2
12	347	多古町	4		多古町議会	1	2	2	1	多古町議会会議原則 第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに、議長に届出なければならない。 2　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
12	349	東庄町	3		東庄町議会	1	2	3	2		2			4	4	4	4	1	1
12	403	九十九里町	4		九十九里町議会	1	2	2	1	九十九里町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間前(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明にして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
12	409	芝山町	4		芝山町議会	1	2	3	2		2			4	4	4	4	2	1
12	410	横芝光町	4		横芝光町議会	1	1	3	2		2			4	4	4	4	4	4
12	421	一宮町	2		一宮町議会	3								4	4	4	4	2	4
12	422	睦沢町	4		睦沢町議会	1	2	2	1	睦沢町議会会議規則 （欠席の届出） 第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多子妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
					問1	問2	問3	問4	問5	問6		問7	問8					
					議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問1で、1. を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問1で1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問6で1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い					
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他（欠席の例がない、不明等）	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
12	423	長生村	1	長生村職員の旧姓使用取扱要綱 （旧姓使用の承認の申請） 第4条　職員は、旧姓を使用しようとするときは、村長の承認を受けなければならない。 2　職員は、前項の承認を受けようとするときは、採用時又は長生村役場処務規程(昭和49年長生村訓令第1号)第53条の規定による氏名変更に関する届を行う際に、旧姓使用承認願(別記第1号様式)を所属長を経由して総務課長に提出しなければならない。 （旧姓使用の承認等） 第5条　村長は、前条の承認願の提出があった場合において、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。 2　村長は、前項の規定により旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(別記第2号様式)により、その旨を所属長を経由して当該承認を受けた職員(以下「旧姓使用職員」という。)に通知するとともに、旧姓使用者台帳(別記第3号様式)にその旨を記載するものとする。	長生村議会	3								4	4	4	4	2	2
12	424	白子町	2		白子町議会	1	2	3	2		2			2	2	2	2	2	2
12	426	長柄町	1	長柄町職員旧姓使用取扱規程 第4条　職員は、旧姓を使用しようとするときは、町長の承認を受けなければならない。 第5条　町長は、前条の承認願の提出があった場合において、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。	長柄町議会	2								2	2	2	2	2	2
12	427	長南町	3		長南町議会	1	2	2	1		2			1	1	1	1	1	1
12	441	大多喜町	4		大多喜町議会	1	2	2	1	大多喜町議会会議規則 第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
12	443	御宿町	4		御宿町議会	1	2	2	1	御宿町議会会議規則の一部を改正する規則 第2条第2項 議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあたっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにす、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
12	463	鴨南町	4		鴨南町議会	1	2	3	2		2			4	4	4	4	4	2

調査表4－5

市区町村別集計項目（市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査）

千葉県

調査時点	議会関係は2021年7月1日（その他2021年4月1日）

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問9 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。 1. 人員及び場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	問10 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。 1. 専用の場所が設置されている。（常設） 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	問11 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。 1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	問12 問11で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。 1．ハラスメント防止に関する規定（倫理規定等）がある	2．ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している	3．ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っている	4．その他	その他内容	問13 問12で、1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問14 男女共同参画に関する研修（ハラスメント防止に関するもの以外）を行っていますか。 1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取組む予定もない。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。 1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	問16 問15で、1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	地域防災計画や避難所運営に関する指針（手引き・ガイドラインを含む）に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。 1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他（不明等）	左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
			0	1	6	5	0	0	0			0	6			8	
			1	4	5	0	0	0	0			5	14			44	
			0	1	43	0	0	0	0			49	1			2	
			53	48	0	0	0	0	1			0	33				
12	100	千葉市	4	4	3							3	2			1	千葉市地域防災計画 【共通編（令和2年3月修正）】 「第1章総則 第2節防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 第7公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者」 機関の名称：公益財団法人文化振興財団（千葉市男女共同参画センター） 事務又は業務の大綱：1 女性相談に関すること 【災害応急対策編（令和2年3月修正）】 「第1章地震対策計画 第8節避難対策 第8避難所の運営 1運営の主体等」及び「第2章風水害・雪害・火山対策計画 第9節避難対策 第9避難所の運営 1運営の主体」 （4）女性の参画 市は、避難所を管理運営する場合、男女双方の要望や意見を反映するため、男性ばかりでなく女性を管理運営する者に入れるものとする。 また、避難所における女性への配慮としては、避難所におけるトイレ、更衣室、授乳室等について、女性専用スペースとその安全の確保 、性暴力・DV・セクハラ・ストーカーなどの被害防止、女性相談窓口や女性専用の 物資配付など運営上の配慮なども必要である。 なお、女性相談窓口については、千葉市男女共同参画センターにおける相談事業を活用し、必要に応じ相談員の増加等に努め、開設・運営にあたる。
12	202	銚子市	4	4	2							3	4			2	
12	203	市川市	4	4	3							3	1	市川市議会先例・事例集 328 議会で使用する氏名、いわゆる通称名は、あらかじめ議長（一般選挙後議長が選挙されるまでの間は議会事務局長）に申し出る。		2	
12	204	船橋市	4	4	3							3	2			1	①船橋市地域防災計画（地震2.1－18）②災害時職員行動マニュアル〈地震初動編〉 ①ボランティア班 ②ボランティア班 復旧期 女性相談窓口の設置に関すること
12	205	館山市	4	4	3							3	2			2	
12	206	木更津市	4	4	1	1					木更津市議会議員政治倫理条例 第5条第1項第6号 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守するものとする。 その権限又は地位を利用して嫌がらせ、強制、圧力、その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。	3	4			3	
12	207	松戸市	4	4	1				4	改選時の政治倫理研修の一部にハラスメント関係研修あり。		3	2			2	
12	208	野田市	4	4	3							3	1	野田市職員の旧姓使用に関する取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を文書等において使用することに関して必要な事項を定めることを目的とする。		1	野田市地域防災計画 ・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・相談支援に関すること。
12	210	茂原市	4	4	3							3	2			2	

市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問9 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問10 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問11 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問12 問11で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。					問13 問12で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある	2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している	3. ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っている	4. その他	その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
12	211	成田市	4	4	1	1					成田市議会議員政治倫理条例 第3条 議員は，次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (1) 法令を遵守し，議会及び議員の名誉及び品位を損なう行為を慎み，疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。 (7) その地位を利用して嫌がらせをし，強制し，又は圧力をかける行為その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。	2	2			2	
12	212	佐倉市	4	2	1	1					佐倉市議会議員政治倫理条例 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (6) その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為をしないこと。 (7) セクシャル・ハラスメント(他の者が不快に感じる性的な言動又は行為をいう。)その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。	3	2			2	
12	213	東金市	4	4	1	1					東金市議会議員政治倫理規程 第3条第1項第4号 市職員の公平な職務執行を妨げ、権限や地位による影響力を不正に行使するような働きかけ(パワーハラスメント・強要・恫喝・口利き等に類する行為)をしないこと。	3	4			2	
12	215	旭市	4	4	3							3	4			2	
12	216	習志野市	4	1	3							3	2			1	習志野市地域防災計画 (震-3-9、風-3-10) ※災害対策本部事務分掌として、協働経済部が実施する災害対策が記載されている。 (震-3-51、風-3-55) なお、女性相談窓口の開設・運営に当たっては、男女共同参画センターなどと連携し、積極的に活用するものとする。
12	217	柏市	4	4	3							3	4			3	
12	218	勝浦市	4	4	3							3	4			1	勝浦市地域防災計画 【男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備】 主な担当：消防防災課、企画課 市及び県は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動における推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画部局が連携し、明確化するよう努める。
12	219	市原市	2	2	3							3	4			2	
12	220	流山市	4	4	3							3	4		流山市議会会議規則(昭和42年流山市議会規則第1号)の一部を改正する規則の制定議案を令和3年第2回定例会最終日(令和3年7月7日)に上程予定であり、可決後、次の事項が制定される予定。・欠席事由：公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由　・出産による欠席期間：出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内	2	
12	221	八千代市	4	2	3							3	4			2	
12	222	我孫子市	4	4	3							3	2			2	
12	223	鴨川市	4	4	3							3	4			2	
12	224	鎌ケ谷市	4	4	3							3	2			2	
12	225	君津市	4	4	3							3	4			2	
12	226	富津市	4	4	3							3	4			2	
12	227	浦安市	4	4	3							3	2			2	
12	228	四街道市	4	4	3							3	2			2	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針（手引き・ガイドラインを含む）に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	
			問9	問10	問11	問12					問13	問14	問15	問16	問17		
			議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11で1．を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。					問12で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	男女共同参画に関する研修（ハラスメント防止に関するものに限る）を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問15で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。		
			1．人員及び場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 2．保育に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3．設置または提供する予定である。 4．なし	1．専用の場所が設置されている。（常設） 2．授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3．設置または提供する予定である。 4．なし	1．行っている。 2．行っていないが、今後取組む予定である。 3．行っておらず、今後取組む予定もない。	1．ハラスメント防止に関する規定を定めている	2．ハラスメント相談窓口を設置している	3．ハラスメント研修を行っている	4．その他	その他内容		1．行っている。 2．行っていないが、今後取組む予定である。 3．行っておらず、今後、取組む予定もない。	1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1．位置づけられた規定がある。 2．位置づけられていない。 3．その他（不明等）	左記で、1．を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
12	229	袖ケ浦市	4	3	3							3	1	袖ケ浦市議会会議規則等に関する申合せ事項 30．その他(8)旧姓等の使用については、あらかじめ議長に申し出るものとする。		2	
12	230	八街市	4	4	3							3	2			2	
12	231	印西市	4	4	3							3	4			2	
12	232	白井市	4	4	2							2	4			2	
12	233	富里市	4	2	2							2	2			2	
12	234	南房総市	4	4	3							3	4			2	
12	235	匝瑳市	4	4	3							3	4			2	
12	236	香取市	4	4	3							3	4			2	
12	237	山武市	4	4	3							3	4			2	
12	238	いすみ市	4	4	1	1					いすみ市議会議員政治倫理規程 （政治倫理基準） 第3条　議員は、次に掲げる政治倫理の基準（以下「政治倫理基準」という。）を遵守しなければならない。 （1）市民全体の代表者としての品位と名誉を害するような一切の行為及び社会規範に反するような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。 （2）市民全体の奉仕者として行動し、その地位を利用していかなる金品の授受等もしないこと。 （3）市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、個人又は特定の企業若しくは団体のために有利な取り計らいをしないこと。 （4）市職員の公正な職務執行を妨げ、又はその権限若しくはその地位による影響力を不正に行使するような働きかけをしないこと。 （5）市職員の人事及び市から補助金、交付金、使用料等の減免等の優遇を受けている団体の人事に関し、不当な関与をしないこと。 （6）発言又は情報発信を行うときは、公人としての自覚及び責任を持って行うこと。 （7）市又は民間団体の主催する行事等において、不適切な介入及び干渉をしないこと。 （8）政治的又は道義的に批判を受けるおそれのある寄附等の授受その他の行為をしないこと。	3	4			2	
12	239	大網白里市	4	4	3							3	4			2	
12	322	酒々井町	4	4	3							3	4			2	
12	329	栄町	4	4	3							3	4			1	災害対策本部の組織体制と事務分掌に記載(環境協働課)
12	342	神崎町	4	4	3							3	4			2	
12	347	多古町	4	4	3							3	4			2	
12	349	東庄町	4	4	2							2	4			2	
12	403	九十九里町	4	4	3							3	4			2	
12	409	芝山町	4	4	3							3	1	芝山町議会議員通称名使用取扱規程 （趣旨） 第1条　この規程は、芝山町議会議員（以下「議員」という。）が戸籍上の氏名以外を議員活動に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 （承認） 第2条　議員は、議長の承認を受けて、次に掲げる事項を除き、通称名を使用することができる。 (1) 履歴に関する届出書類 (2) 身分証明書 (3) 辞職願 (4) 給与、旅費及び費用弁償の支給に関する書類 (5) 源泉徴収票の名義 (6) 叙位及び叙勲の申請 (7) 在職証明書等各種証明書 (8) 千葉県町村議会議員共済会に関する各種届出書 (9) その他通称名の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するもの		2	
12	410	横芝光町	4	4	3							3	4			1	横芝光町地域防災計画 第3編　風水害等編 ： 第2章　災害応急対策計画　第4節　避難計画 第5　避難所の開設　1　開設の方法（4）町は、避難所を管理運営する場合、男女双方の要望や意見を反映するため、男性ばかりでなく女性を管理運営者に含める。また、避難所における女性への配慮としては、更衣室やトイレ等施設の利用上の配慮、女性相談窓口や女性専用の物資配布等、運営上の配慮等に努める。なお、女性相談窓口の開設・運営に当たっては、男女共同参画センター等を積極的に活用する。
12	421	一宮町	4	4	3							3	4			2	
12	422	睦沢町	4	4	3							3	1			2	
12	423	長生村	4	4	3							3	4			2	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針（手引き・ガイドラインを含む）に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	
			問9	問10	問11	問12					問13	問14	問15	問16	問17		
			議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11で1．を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。					問12で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	男女共同参画に関する研修（ハラスメント防止関するもの以外）を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問15で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。		
			1．人員及び場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 2．保育に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3．設置または提供する予定である。 4．なし	1．専用の場所が設置されている。（常設） 2．授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3．設置または提供する予定である。 4．なし	1．行っている。 2．行っていないが、今後取組む予定である。 3．行っておらず、今後取組む予定もない。	1．ハラスメント防止に関する規定があるか等	2．ハラスメント相談窓口を設置している	3．ハラスメント防止研修を行っている	4．その他	その他内容		1．行っている。 2．行っていないが、今後取組む予定である。 3．行っておらず、今後、取組む予定もない。	1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1．位置づけられた規定がある。 2．位置づけられていない。 3．その他（不明等）	左記で、1．を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
12	424	白子町	4	4	3							3	4			2	
12	426	長柄町	4	4	2							2	3			2	
12	427	長南町	4	4	3							3	4			2	
12	441	大多喜町	4	4	3							3	4			1	大多喜町地域防災計画 防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図るものとする。
12	443	御宿町	4	4	3							3	1	御宿町議会議員通称名使用取扱規定 第2条議員は、議長の承認を受けて、次に掲げる事項を除き、通称名を使用することができる。 （1）履歴に関する届出書類 （2）辞職届 （3）給与、旅費及び費用弁償の支給に関する書類 （4）源泉徴収票の名義 （5）叙位及び叙勲の申請 （6）在職証明書等各種証明書 （7）千葉県町村議会議員共済会に関する各種届出書 （8）その他通称名の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するもの		2	
12	463	睦南町	4	4	3							3	4			2	